

平成23年度 健康診断受診促進助成事業実施要領

平成23年 4月 1日
(社)滋賀県トラック協会

1. 助成対象者

法定の健康診断を受診した県内の会員事業所に在籍する従業員で、社会保険に加入している者。

2. 予算

700万円

3. 申込要領

様式1「健康診断受診促進助成金交付申請書」及び「健康診断受診明細書」に医療機関が発行する領収書の写しを添付し、協会事務局に提出して下さい。

4. 助成金額

従業員1名につき 1,000円(年1回を限度とする)

5. 実施期間

平成23年4月1日～平成24年2月29日

予算の範囲内で申込順に助成します。

健康診断受診促進助成金交付要綱

平成 16 年 3 月 26 日制定
社団法人 滋賀県トラック協会

（目的）

第 1 条 この要綱は、労働安全衛生法に定める健康診断を受診する(社)滋賀県トラック協会（以下「協会」という。）の会員に対し、受診の促進をはかるため、受診に要した費用の一部を助成金として交付するにあたり、必要な事項を定め、適正かつ円滑に推進することを目的とする。

（助成対象）

第 2 条 助成の対象は、原則として、法定の健康診断を受診した県内の会員事業所に在籍する従業員で社会保険に加入している者とする。

（助成の交付額）

第 3 条 会員に対する助成金の交付額は、従業員 1 名につき 1,000 円（年 1 回を限度とする）を助成する。

（交付申請）

第 4 条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、様式 1 の「健康診断受診促進助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会に提出しなければならない。

（交付申請期限）

第 5 条 前条の助成金交付申請期限は毎年 2 月末日（必着）までとする。但し、予算額に達した時点で締め切るものとする。

（助成金の交付）

第 6 条 協会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

（その他必要な事項）

第 7 条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、専門委員会で協議し、理事会をもって決定する。

（付則）

第 1 条 この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

様式1（第4条関係）

平成 年 月 日

社団法人 滋賀県トラック協会
会長 岡田 博 殿

住 所
氏名又は名称
代表者名
電話番号

健康診断受診促進助成金交付申請書

健康診断受診促進助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の交付について下記のとおり申請します。

記

助成金申請額 _____ 円

受診者数 × 1,000 円

1. 内訳

受診者数 計 _____ 名 （別紙明細書のとおり）

2. 振込先銀行口座

銀行名		支店名	
種 別	当 座 ・ 普 通	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

3. 添付書類

- 健康診断受診明細書
- 領収書（写）但し、医療機関が発行するもの

健康診断受診明細書

検診年月日 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

事業所名 _____

健康保険証の記号 _____

医療機関 _____

	受診者名	健康保険証の番号		受診者名	健康保険証の番号
1		番号	11		番号
2		番号	12		番号
3		番号	13		番号
4		番号	14		番号
5		番号	15		番号
6		番号	16		番号
7		番号	17		番号
8		番号	18		番号
9		番号	19		番号
10		番号	20		番号

ご記入頂いた個人情報は目的以外には使用しません。

用紙不足の場合は適宜コピーをしてご使用下さい。